


7-4 世田谷区エコ住宅補助金

目的	住宅の改修等により、住宅から排出される二酸化炭素を削減し、住宅機能の維持向上及び環境に配慮した住宅の普及促進を目指します。	
補助金の申請ができる方及び申請対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世田谷区に住民登録がある個人の方。 ・ 助成対象工事費用の支払い者であること。 ・ 申請する建物が区内に存する住宅であること。 ・ 令和8年度エコ住宅補助金の助成を受けていないこと。 ※その他、区ホームページに記載の要件を満たす必要があります。	
補助対象メニュー 補助・上限金額	令和8年4月以降、 区ホームページをご確認ください。 ※ 世田谷区ホームページ ID 「31250」 または「世田谷区エコ住宅補助金」で検索ください。	 スマホはこちらから
工事の概要・条件	各補助対象メニューについて当該補助金が定める一定の条件を満たす必要があります。	
その他	申請の要件や申請のタイミング、必要書類等については区ホームページをご確認いただくか、 【気候危機対策課内 エコ住宅補助金電話窓口 (電話番号 03-5539-3242)】 へお問合せください。	

<注>省エネルギー・創エネルギー機器類の設置に関する留意事項

国および東京都では、省エネや再エネ設備に関する各種補助制度を設けています。以下の設備の設置にあたっては、近隣の迷惑にならないように配慮ください。

※家庭用燃料電池(エネファーム)の設置

- ・ 燃料電池実用化推進協議会発行「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」

※高効率給湯器の設置

- ・ 一般社団法人日本冷凍空調工業会発行「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯器の据付けガイドブック」

担当	◆世田谷区エコ住宅補助金 環境政策部 気候危機対策課 電話番号 03-6432-7140 ファクシミリ 03-6432-7981 ◇省エネルギー・創エネルギー機器類の設置に関する留意事項 環境政策部 環境保全課 電話番号 03-6432-7137 ファクシミリ 03-6432-7981
----	--